

## 事務組合委託事業主 各位

東京労働保険医療協会  
TEL03-5577-2960  
FAX03-5577-2961

### 労災保険特別加入制度について

平素は当会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当会事務組合では委託を受けた事業主に代わり、労働保険各種事務手続きを行っております。事務組合に事務処理を委託することのメリットとして、本来労災保険に加入することができない事業主、家族従事員も労災保険に特別加入することができます。

これを機会にぜひ、当会事務組合並びに労災保険特別加入制度への加入をご検討ください。

### 労災保険特別加入制度のメリット

1 事業主、家族従業員の業務上・通勤途上におけるおケガを幅広く補償

2 療養のため働けない期間の所得補償

3 保険料は全額損金、必要経費として処理可能

詳細につきましては二枚目以降をご覧ください。

## ○特別加入制度の年間保険料一覧

給付日額	年間保険料※1
25,000円	27,375円
24,000円	26,280円
ㄱ	ㄱ
10,000円	10,950円
ㄱ	ㄱ
4000円	4,380円
3500円	3,831円

※1. 保険料の金額は年度により変更になることがあります。

上記表を参考にご自身にあった給付日額を選択できます。

## ○特別加入制度の主な補償内容

(給付日額25,000円を選択した場合)

①年間保険料	27,375円
②療養補償	現物または現金給付 (自己負担なし)
③休業補償	60万円/月
④障害補償 (第12等級の場合 関節機能障害等)	410万円/一時金

### ① 年間保険料について

年間保険料は労働保険料として政府に納付するので、法人の場合には全額損金、必要経費として処理でき、個人の場合には社会保険料控除の対象になります。

### ② 療養補償について

ケガに対する治療費は労災保険から支給されますので、基本的には自己負担はありません。認定病名が治癒するまで安心して治療を継続することができます。

### ③ 休業補償について

休業した場合の休業補償の金額

(前掲年間保険料一覧の給付日額 25,000円を選択した場合)

$25,000円 \times 80\% = 20,000円$

この2万円が一日休業するごとに所得補償として支給されます。

(労災認定後の休業4日後より)

### ④ 障害補償について

労災により一定の障害が残った場合

身体に障害が残った場合に、その等級により年金（1級～7級）または一時金（8級～14等級）が給付されます。

政府管掌の制度なので保険料は安く、補償は手厚いものとなっております

ただし、労災保険は元々従業員の為に作られたものなので、特別加入の場合には例え仕事中のケガだとしても労災認定される為の要件は、多少厳しい判断をされる場合がございます。（事業主の立場において行われる行為は対象外）

特別加入は事業主並びにその家族従業員も包括して加入する制度になります。

- ご家族が負傷した場合にも補償内容は変わりません。
- 給付日額については個人ごとに変更できます。
- セーフティーネットとして、加入しておくことは事業主並びに家族従業員の方にとって有益な制度です。

## ○当会事務組合の特徴

当事務組合は医療機関の事務負担軽減を目的に業務を行っておりますので、他士業・他組合に比べ委託コストを抑えています。医療機関の規模にもよりますが委託費用は年間で、1万円程度から3万円以下の委託先がほとんどです。また手続き毎の追加料金はありません。

労働保険事務手続きの委託について又は、労災保険特別加入制度への加入について、ご不明点等ございましたら東京労働保険医療協会へご連絡ください。

TEL 03-5577-2960